

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和3年6月15日 愛知県知事殿 提出者 住所 〒479-0806 愛知県常滑市大谷坂森50番 氏名 株式会社 L I X I L 大谷工場 工場長 井上 正史 電話番号 0569-37-0272 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 L I X I L 大谷工場
事業場の所在地	愛知県常滑市大谷字坂森50番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	18 プラスチック製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：32,208百万円
③従業員数	626人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	住宅設備商品の製造 洗面カウンター・電気温水器の製造 →人造大理石くず→中間処理業者にて破碎後、高炉フォーミング材 →廃プラ→中間処理業者にて破碎後、セメント原燃料化 →木くず→中間処理業者にて破碎後、バイオマス発電の燃料化 →鏡・陶器製洗面器くず→中間処理業者にて破碎後、再資源化 →汚泥→中間処理業者にて脱水・造粒後、再資源化 →廃油（油圧オイル）→中間処理業者にて油水分離後、再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

LIXIL LWT-Japan ー 最高経営層 CEO 大西博之

環境管理責任者：環境推進部長

→LWT Japan サプライチェーン統括部 環境推進部

→大谷工場－工場長－技術課長（環境推進責任者）

→環境管理委員会　—　各部署長　—　各課従業員

→技術課産業廃棄物担当（特別管理産業廃棄物管理責任者）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和２年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	排出量	663 t	878t	37 t	19 t	8 t
	（これまでに実施した取組） ・不良率低減 ・包装材の簡易化 ・製品の軽量化 ・品質改良して製品返品率の削減					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	排出量	657 t	868 t	37 t	19 t	8 t
	（今後実施する予定の取組） ・不良率低減 ・木製部品の内製化 ・廃棄パレットの有価物化、木くずの買取業者開拓 ・人造大理石くずの買取業者開拓					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類、木くず、汚泥、陶磁器くず、廃油、一般廃棄物、金属くず、古紙、等、50 種類に分別して、有価物化推進
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別間違いを防ぐため、分別ルール の啓蒙

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
① 現状	【前年度（令和２年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	２ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄人造大理石を粉砕して、人造大理石の石目柄材として再利用					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	２ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記取り組みの継続					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
① 現状	【前年度（令和２年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	(今後実施する予定の取組) ・ 特に計画なし					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
① 現状	【前年度（令和２年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	０ t	０ t	０ t	０ t	０ t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	０ t	０ t	０ t	０ t	０ t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度（令和２年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	全 処 理 委 託 量	661 t	878 t	37 t	19 t	8 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	再生利用業者への処 理 委 託 量	661 t	878 t	37 t	19 t	8 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	(これまでに実施した取組) ・マテリアルリサイクル率の高い業者へ処理委託を行う。 ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。					

(第5面)

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	汚泥	廃油
	全処理委託量	655 t	868 t	45 t	16 t	5 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	655 t	868 t	45 t	16 t	5 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・ 木くずを有価物として購入してくれる業者を探索する ・ 年1回実施している現地確認先を産廃処理業者に加えて、2012年から収集運搬業者を加えており、継続する。					
	※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。